

教育カードローン
(しんきん保証基金保証)

(平成29年4月1日現在)

1. 商品名	○教育カードローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ① お申込時の年齢が満20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ お申込人の子弟・孫・被扶養親族の方が学校等に就学中または就学予定である方 ＜対象となる学校＞ 国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ④ 当金庫借入について履行延滞のない方 ⑤ 当金庫の会員資格を有する方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたりなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もありますので、詳しくは、窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学に係る学校等への納付金および就学に係る付帯費用にご利用いただけます。
4. 融資形式	○入学前、在学中はカードローンとして教育資金にご利用いただき、在学予定期間経過後、証書貸付に切替の上、分割でご返済いただきます。
5. 貸越極度額	○50万円以上500万円以内(10万円単位)
6. ご融資期間	【カードローン期間中】 ○5年以内(1年毎の自動更新) ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学期間が4年を超える場合は、7年以内 ※ただし、卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度とします。 ※卒業予定月の月末以降、新たな貸越はできません。 【証書貸付期間中】 ○3ヶ月以上10年以内
7. ご融資利率	○変動金利型とし、当金庫の所定の利率を適用させていただきます。 ※お借入後の利率は基準利率(新長期プライムレート)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の変更回数は年2回(4月1日・10月1日)で、新利率はそれぞれ翌月(5月・11月)の利息決算日または約定返済日の翌日から適用します。 ※ご融資利率には、保証料を含みます。 ※ご融資利率につきましては、窓口でお問い合わせ下さい。
8. ご返済方法	【カードローン期間中】 ○元金返済据置とし、お利息のみお支払いいただきます。 ※当金庫のATM(現金自動預入支払機)で、随時ご返済できます。 【証書貸付期間中】 ○毎月の元利均等または元金均等返済とします。また、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ご指定いただいた口座より毎月一定日に自動支払にてお支払いいただきます。
9. 担保・保証人	○(一社)しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
10. 保証料	○(一社)しんきん保証基金への保証料が必要となります。 (保証料はご融資利率に含まれています)

<p>1 1. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>1 2. その他</p>	<p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>